2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」の認定を受けている者であって（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該鋼構造物を製作可能な工場を有していること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成10年度以降に元請けとして、次に掲げるⓐ、ⓑの要件のいずれをも満たす橋梁の製作及び架設（以下「同種工事１」と言う。）の施工実績を有すること。（競争参加申請者が経常建設共同企業体である場合にあっては、同一構成員での経常建設共同企業体として、又は、すべての構成員が平成10年度以降に元請けとして、同種工事１の施工実績を有していること。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

ⓐ　道路橋（A活荷重又はB活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

ⓑ　橋梁形式がコンクリート床版を有する鋼製の連続桁橋（鈑桁橋を除く）であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、専任期間としては、現地での架設工事の作業期間とし、平成26年11月上旬から平成27年７月下旬を予定している。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

㋑　平成10年度以降に元請けとして、次に掲げるⓐ、ⓑの要件のいずれをも満たす橋梁の架設（以下「同種工事２」と言う。）の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が、平成10年度以降に元請けとして、同種工事２の経験を有していること。

ⓐ　道路橋（A活荷重又はB活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

ⓑ　橋梁形式がコンクリート床版を有する鋼製の連続桁橋（鈑桁橋を除く）であること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

㋒　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

㋓　配置予定技術者は、建設業法第７条第２項及び第15条第２項に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合はこの限りでない。

㋔　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証を有する者であること。

㋕　上記㋐から㋔について確認できる書類を添付すること。その添付がされない場合は、競争に参加できないことがある。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑽　建設業法の鋼構造物工事の許可を有する者であること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価方式に関する事項

⑴　評価項目及び評価の着目点　本工事の総合評価における評価項目及び評価の着目点は、次のとおりとする。

１）技術提案評価

１．合成床版における床版コンクリートの品質向上を考慮した技術提案

２．鋼橋の防食性向上を考慮した技術提案

上記１．、２．に関する技術提案について評価する。

２）施工体制評価

１．品質確保の実効性

・工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

２．施工体制確保の確実性

・工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

⑵　入札参加者は、「合成床版における床版コンクリートの品質向上を考慮した技術提案」及び「鋼橋の防食性向上を考慮した技術提案」と入札価格をもって入札する。ただし、実際の施工に際しては、3⑷によるものとする。

⑶　落札者の決定方法

１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

２）標準点　１）の要件を満たす入札を行った者に対して、要求要件を満足する技術提案について100点の標準点を与える。

３）加算点及び施工体制評価点

・3⑴１）１．の評価項目について、A（40点）、B（35点）、C（30点）、D（25点）、E（20点）、F（15点）、G（10点）、H（５点）、I（０点）として、3⑴１）２．の評価項目について、A（20点）、B（15点）、C（10点）、D（５点）、E（０点）として、加算点を与える。

・3⑴２）１.、２．について、それぞれ総合的に優（15点）、良（５点）、可（０点）として、施工体制評価点を与える。

４）上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。